

I 自動車騒音・道路交通振動調査

1 調査目的

騒音規制法第 18 条第 1 項（常時監視）の規定に基づき、市内主要道路における自動車騒音に係る環境基準の達成状況を把握するための調査を行いました。あわせて、自動車騒音・道路交通振動に係る要請限度の超過状況を把握するための調査を行いました。

2 調査内容

(1) 調査期間

平成 22 年 4 月～平成 23 年 3 月まで

(2) 調査区間及び調査地点数

(a) 環境基準

・ 国道 1 号	・・・	7 区間 (評価区間 17.0km)
・ 県道岡崎刈谷線	・・・	4 区間 (評価区間 7.8km)
・ 県道岡崎環状線	・・・	4 区間 (評価区間 13.6km)
・ 県道桜井岡崎線	・・・	2 区間 (評価区間 5.6km)
・ 県道桑谷柱線	・・・	1 区間 (評価区間 3.4km)
・ 県道熊味岡崎線	・・・	1 区間 (評価区間 2.3km)
	計	19 区間 (評価区間 49.7km)

(b) 要請限度

・ 国道 1 号	・・・	7 地点
・ 県道岡崎刈谷線	・・・	4 地点
・ 県道岡崎環状線	・・・	4 地点
・ 県道桜井岡崎線	・・・	2 地点
・ 県道桑谷柱線	・・・	1 地点
・ 県道熊味岡崎線	・・・	1 地点
・ 国道 473 号	・・・	1 地点
	計	20 地点

(3) 調査方法

(a) 自動車騒音（環境基準）

「環境基本法第 16 条第 1 項の規定に基づく騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示 64 号）の定めるところによります。

(b) 自動車騒音（要請限度）

「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成 12 年総理府令 15 号）に定めるところによります。

(c) 道路交通振動（要請限度）

「振動規制法施行規則第 12 条」（昭和 51 年総理府令 58 号）に定めるところによります。

3 調査結果

(1) 環境基準

評価区間全体（19 区間）

調査区間の面的評価を行った結果、昼夜ともに環境基準を達成した住居等の割合（環境基準達成率）は、89.8%でした。夜間は環境基準値が昼間よりも厳しくなることから、夜間の達成率が低い傾向になります。

（評価区間別の結果については別表 1 参照）

	評価区間内戸数 (戸)	環境基準達成戸数 (戸)	環境基準達成率 (%)
昼間・夜間	10,119	9,087	89.8
昼間		9,744	96.3
夜間		9,174	90.7

注) 「昼間・夜間」は昼間・夜間ともに環境基準を達成した戸数及びその割合を示します。

(a) 国道 1 号（7 区間）

	評価区間内戸数 (戸)	環境基準達成戸数 (戸)	環境基準達成率 (%)
昼間・夜間	3,153	2,928	92.9
昼間		3,054	96.9
夜間		2,934	93.1

注) 「昼間・夜間」は昼間・夜間ともに環境基準を達成した戸数及びその割合を示します。

(b) 県道岡崎刈谷線（4 区間）

	評価区間内戸数 (戸)	環境基準達成戸数 (戸)	環境基準達成率 (%)
昼間・夜間	1,087	833	76.6
昼間		1,011	93.0
夜間		834	76.7

注) 「昼間・夜間」は昼間・夜間ともに環境基準を達成した戸数及びその割合を示します。

(c) 県道岡崎環状線（4区間）

	評価区間内戸数 (戸)	環境基準達成戸数 (戸)	環境基準達成率 (%)
昼間・夜間	3,249	2,719	83.7
昼間		3,036	93.4
夜間		2,754	84.8

注) 「昼間・夜間」は昼間・夜間ともに環境基準を達成した戸数及びその割合を示します。

(d) 県道桜井岡崎線（2区間）

	評価区間内戸数 (戸)	環境基準達成戸数 (戸)	環境基準達成率 (%)
昼間・夜間	1,176	1,136	96.6
昼間		1,142	97.1
夜間		1,139	96.9

注) 「昼間・夜間」は昼間・夜間ともに環境基準を達成した戸数及びその割合を示します。

(e) 県道桑谷柱線（1区間）

	評価区間内戸数 (戸)	環境基準達成戸数 (戸)	環境基準達成率 (%)
昼間・夜間	1,007	1,001	99.4
昼間		1,001	99.4
夜間		1,003	99.6

注) 「昼間・夜間」は昼間・夜間ともに環境基準を達成した戸数及びその割合を示します。

(f) 県道熊味岡崎線（1区間）

	評価区間内戸数 (戸)	環境基準達成戸数 (戸)	環境基準達成率 (%)
昼間・夜間	511	511	100.0
昼間		511	100.0
夜間		511	100.0

注) 「昼間・夜間」は昼間・夜間ともに環境基準を達成した戸数及びその割合を示します。

(2) 要請限度（騒音）

すべての調査地点（20地点）で、昼間・夜間ともに、要請限度を下回りました。（調査地点別の結果については別表2参照）

(3) 要請限度（振動）

すべての調査地点（20 地点）で要請限度を下回りました（調査地点別の結果については別表 2 参照）。

4 今後の対応

国道 1 号については、国土交通省中部地方整備局が中心となって平成 12 年 6 月に策定した「沿道環境改善プログラム」に基づき、環境施設帯の設置や低騒音舗装等の道路構造対策などの取り組みが推進されているところであり、その他の主要幹線道路も含め引き続き自動車騒音及び道路交通振動の状況を監視していきます。

II 新幹線鉄道騒音・振動調査

1 調査目的

新幹線鉄道沿線における騒音、振動について、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」（昭和 50 年 7 月 29 日環境庁告示第 46 号）に基づく環境基準及び「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」（昭和 51 年 3 月 12 日環大特第 32 号）に基づく指針値の達成状況を把握するため、調査を行いました。

2 調査内容

(1) 調査期間

平成 22 年 9 月 28 日～平成 22 年 9 月 29 日

(2) 調査地点

昭和 62 年から観測している市内の定点 4 箇所（8 地点：軌道から 25m 及び 50m の地点）で騒音・振動の調査を行いました。

(3) 調査方法

ア 騒音

昭和 50 年 7 月 29 日付け環境庁告示第 46 号「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」及び昭和 50 年 10 月 3 日付け環大特第 100 号環境庁大気保全局長通知「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」に定めるところによります。

イ 振動

昭和 51 年 3 月 12 日付け環大特第 32 号「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」定めるところによります。

3 調査結果

(1) 騒音

上三ツ木町 50m 地点、合歓木町 50m の地点で環境基準を達成しました。その他の 6 箇所では環境基準を達成できませんでした（調査地点別の結果については別表参照）。

(2) 振動

すべての地点で振動対策指針値を下回りました（調査地点別の結果については別表参照）。

年度	騒音 (70dB)				振動 (70dB)			
	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 21 年度		平成 22 年度	
軌道中央からの距離 (m)	25m	50m	25m	50m	25m	50m	25m	50m
正名町	74	71	74	72	66	64	67	64
上三ツ木町	71	67	71	69	67	59	66	59
福桶町	72	70	73	72	57	57	56	54
合歓木町	74	70	73	70	69	64	66	62

(3) 今後の対応

東海旅客鉄道株式会社は騒音・振動対策として、騒音・振動レベルが比較的小さい車両への取り換え、改良型の防音壁の設置やそのかさ上げ、軌道の高架部分の補強、枕木の連結、スパーク音を減少させる架線の取り換え及びレールの削正などを実施しています。本市としましては、今後も騒音・振動対策の一層の推進に向けて働きかけを行い、引き続き新幹線鉄道騒音・振動の監視に努めます。

参 考

<自動車騒音に係る基準>

1 道路に面する地域に係る環境基準

環境基本法第 16 条第 1 項に基づくもので、騒音に係る環境上の条件について人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準。

地域類型			環境基準 (LAeq)		幹線交通を担う道路に近接する空間
A	第 1 種低層住居専用地域	左記のうち、2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	昼間	60dB 以下	昼間 70dB 以下
	第 2 種低層住居専用地域				
	第 1 種中高層住居専用地域		夜間	55dB 以下	
	第 2 種中高層住居専用地域				
B	第 1 種住居地域	左記のうち、2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	昼間	65dB 以下	夜間 65dB 以下
	第 2 種住居地域				
	準住居地域		夜間	60dB 以下	
	都市計画区域で用途地域の定められていない地域				
C	近隣商業地域	左記のうち、車線を有する道路に面する地域	昼間	65dB 以下	(全地域共通) ※備考参照
	商業地域				
	準工業地域		夜間	60dB 以下	
	工業地域				

※備考

個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては 45dB 以下、夜間にあつては 40dB 以下）によることができる。

注 1) 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

- (1) 高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は 4 車線以上の区間）
- (2) 一般自動車道であつて都市計画法施行規則第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路

注2) 「幹線交通を担う道路に近接する空間（区域）」とは、次の車線数の区分に応じた道路端からの距離により特定された範囲をいう。

- (1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15m
- (2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20m

注3) 時間の区分は、昼間は6時から22時、夜間は22時から翌朝6時

2 要請限度

騒音規制法第17条第1項に基づくもので、自動車騒音により道路の周辺地域の生活環境が著しく損なわれていると認められるとき、市町村長が県公安委員会に対して道路交通法の規定による措置をとるよう要請する際の基準。

地域区分		要 請 限 度 (LAeq)			
		時間帯	道路に面する区域		幹線交通を担う道路に近接する空間
			1車線	2車線以上	
a	第1種低層住居専用地域	昼間	65dB	70dB	昼間 75dB
	第2種低層住居専用地域				
	第1種中高層住居専用地域	夜間	55dB	65dB	
	第2種中高層住居専用地域				
b	第1種住居地域	昼間	65dB	75dB	夜間 70dB
	第2種住居地域				
	準住居地域	夜間	55dB	70dB	
	都市計画区域で用途地域の定められていない地域				
c	近隣商業地域	昼間	75dB		(全地域共通)
	商業地域				
	準工業地域	夜間	70dB		
	工業地域				

注1) 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

- (1) 高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は4車線以上の区間）
- (2) 一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路

注2) 「幹線交通を担う道路に近接する空間（区域）」とは、次の車線

数の区分に応じた道路端からの距離により特定された範囲をいう。

- (1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15m
- (2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20m

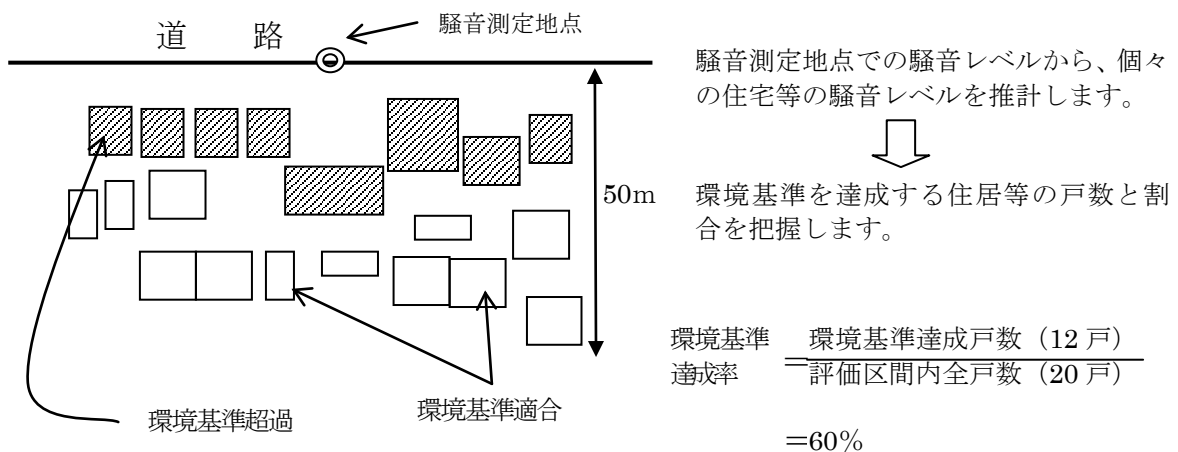
注3) 時間の区分は、昼間は6時から22時、夜間は22時から翌朝6時

～環境基準の面的評価とは～

道路を一定区間ごとに区切って評価区間を設定し、評価区間内の代表する1地点で等価騒音レベル (LAeq) の測定を行い、その結果を用いて評価区間内の道路端から50mの範囲内にあるすべての住居等について等価騒音レベルの推計を行うことにより環境基準を達成する戸数とその割合を把握する評価方法です。

2) 等価騒音レベル (LAeq)

変動する騒音レベルをエネルギー的な平均値として示したものです。



<道路交通振動に係る基準>

1 要請限度

振動規制法第 16 条第 1 項に基づくもので、道路交通振動により道路の周辺地域の生活環境が著しく損なわれていると認められるとき、市町村長が道路管理者に対して舗装、修繕等の措置をとるよう要請し、又は県公安委員会に対して道路交通法の規定による措置をとるよう要請する際の基準。

地域区分		要請限度 (L10)	
		昼間	夜間
1	第 1 種低層住居専用地域	65dB	60dB
	第 2 種低層住居専用地域		
	第 1 種中高層住居専用地域		
	第 2 種中高層住居専用地域		
	第 1 種住居地域		
	第 2 種住居地域		
	準住居地域		
2	都市計画区域で用途地域の定められていない地域	70dB	65dB
	近隣商業地域		
	商業地域		
	準工業地域		
	工業地域		

注 1) L10 とは、振動レベル測定値を数値の大きさの順に並べ、両端の 10%をそれぞれ除いた 80%レンジの上端値を示す。

注 2) 時間の区分は、昼間は 7 時から 20 時、夜間は 20 時から翌朝 7 時

<新幹線鉄道騒音の環境基準及び振動の指針>

(1) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

(昭和 50 年 7 月 29 日環境庁告示第 46 号)

新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型の指定

(昭和 52 年 4 月 30 日環境庁告示第 484 号)

地 域 類 型	環 境 基 準
I 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、 第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、 第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、 都市計画区域で用途地域の定められていない地域	70dB 以下
II 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	75dB 以下

(2) 新幹線鉄道振動に係る指針 (昭和 51 年 3 月 12 日付け環大特第 32 号「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」)

ア 70dB を超える地域について、緊急に振動源及び障害防止対策を講じること。

イ 病院、学校その他特に静穏の保持を要する施設の存する地域については、特段の配慮をするとともに、可及的速やかに措置をとること。

～新幹線騒音・振動の測定方法とは～

(1) 騒音の測定方法 (昭和 50 年 7 月 29 日付け環境庁告示第 46 号「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」、昭和 50 年 10 月 3 日付け環大特第 100 号「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」)

上り及び下りの列車に合わせて連続して通過する 20 本の列車を測定し、各列車の騒音のピークレベルのうち上位半数の騒音値のパワー平均値を算出する。

(2) 振動の測定方法 (昭和 51 年 3 月 12 日付け環大第 36 号「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」)

上り及び下りの列車に合わせて連続して通過する 20 本の列車を測定し、各列車の騒音のピークレベルのうち上位半数の振動値の算術平均値を算出する。

別表1 平成22年度 幹線道路における自動車騒音に係る環境基準の達成状況

一連番号	評価区間番号	評価対象道路		測定地点の住所	騒音レベル Lae q(dB)		評価区間の始点の住所	評価区間の終点の住所	評価区間の延長 (km)	道路に面する地域における面的評価						
		道路種別	路線名		環境基準達成戸数 (戸)					区間内戸数 (戸)	環境基準達成 (%)					
					昼夜	昼間					夜間	昼夜	昼間	夜間		
1	2005-71010-1	一般国道	国道1号	岡崎市本宿町字後畑14-1	65	64	岡崎市本宿町字東薬師堂	岡崎市舞木町字天神越	2.9	416	419	416	420	99.1	99.8	99.1
2	2005-1011-2	一般国道	国道1号	岡崎市岡町字東神馬崎南側23	67	66	岡崎市舞木町字天神越	岡崎市美合町字五反田	5.3	637	689	637	702	90.7	98.2	90.7
3	2005-1011-1	一般国道	国道1号	岡崎市大平町字北市木31	70	69	岡崎市美合町字五反田	岡崎市大平町字二ノ沢	2.2	169	207	169	207	81.6	100.0	81.6
4	2005-1012-1	一般国道	国道1号	岡崎市菅生町1丁目3-1	66	65	岡崎市大平町字二ノ沢	岡崎市島町	1.8	490	499	491	525	93.3	95.1	93.5
5	2005-71013-1	一般国道	国道1号	岡崎市康生町348-4	65	64	岡崎市島町	岡崎市八帖北町	1.2	276	277	281	293	94.2	94.5	95.9
6	2005-1014-1	一般国道	国道1号	岡崎市矢作町字馬乗101-1	66	65	岡崎市八帖北町	岡崎市暮戸町字霞野	2.4	807	823	807	826	97.7	99.6	97.7
7	2005-1015-1	一般国道	国道1号	岡崎市宇頭北町1丁目2-2	72	70	岡崎市暮戸町字霞野	岡崎市宇頭町	1.2	133	140	133	180	73.9	77.8	73.9
8	2005-4156-1	県道	岡崎刈谷線	岡崎市美合町字五本松68-1	70	70	岡崎市美合町字五反田	岡崎市大西町字南ヶ原	1.4	172	224	172	230	74.8	97.4	74.8
9	2005-4157-1	県道	岡崎刈谷線	岡崎市明大寺町字大袈67-2	68	68	岡崎市大西町字南ヶ原	岡崎市戸崎町字池下	1.2	104	154	104	165	63.0	93.3	63.0
10	2005-4158-1	県道	岡崎刈谷線	岡崎市上和田町字南屋敷26-1	72	70	岡崎市戸崎町字池下	岡崎市天白町字東池	1.8	284	313	285	364	78.0	86.0	78.3
11	2005-4158-2	県道	岡崎刈谷線	岡崎市東牧内町字堤外55	71	69	岡崎市天白町字東池	岡崎市昭和町字堀上	3.4	273	320	273	328	83.2	97.6	83.2
12	2005-4071-1	県道	岡崎環状線	岡崎市北野町字西河原81	68	65	岡崎市暮戸町字霞野	岡崎市北野町字東河原	1.9	470	473	470	474	99.2	99.8	99.2
13	2005-4072-1	県道	岡崎環状線	岡崎市大樹寺2丁目1-16	70	66	岡崎市北野町字東河原	岡崎市鴨田町字所屋敷	2.4	342	359	342	361	94.7	99.5	94.7
14	2005-4073-1	県道	岡崎環状線	岡崎市小呂町3丁目22-2	71	70	岡崎市鴨田町字所屋敷	岡崎市大平町字石丸	4.7	970	1,262	971	1,325	73.2	95.3	73.3
15	2005-4074-1	県道	岡崎環状線	岡崎市上地4丁目1-32	71	66	岡崎市大平町字石丸	岡崎市上地4丁目	4.6	937	942	971	1,089	86.0	86.5	89.2
16	2005-6218-1	県道	桜井岡崎線	岡崎市土井町字駒之舞28-4	68	64	岡崎市下青野町	岡崎市天白町字東池	2.9	357	357	357	360	99.2	99.2	99.2
17	2005-6219-1	県道	桜井岡崎線	岡崎市天白町字河原77-1	68	65	岡崎市天白町字東池	岡崎市明大寺本町	2.7	779	785	782	816	95.5	96.2	95.8
18	2005-6257-1	県道	桑谷柱線	岡崎市緑丘1丁目2-16	65	59	岡崎市竜泉寺町字下北野尻	岡崎市柱町字上荒子	3.4	1,001	1,001	1,003	1,007	99.4	99.4	99.6
19	2005-6370-1	県道	熊味岡崎線	岡崎市井内町字久世35	66	58	岡崎市柱1丁目	岡崎市土井町字南赤部内	2.3	511	511	511	511	100.0	100.0	100.0
計									49.7	9,087	9,744	9,174	10,119	89.8	96.3	90.7

注) 調査道路同士の交差点付近の戸数を双方の調査区間を含むため、調査区管内の合計戸数は、今回行った戸数全体の数と一致しない。

別表2 平成22年度 自動車騒音及び道路交通振動調査結果表(要請限度関係)

一連番号	路線名	車線数合計	測定地点の住所	調査年度	騒音関係						振動関係						用途地域					
					測定日			要請限度		測定値		超過状況		測定日		要請限度		測定値		超過状況		
					月	日	曜日	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間		夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
1	一般国道 国道1号	4	岡崎市本宿町字後畑14-1	22	9/13 (月)	9/14 (火)	9/17 (金)	75	70	65	64			9/14 (火)	70	65	38	38		準工業地域		
2		4	岡崎市岡町字東神馬崎南側23	22	7/5 (月)	7/6 (火)	7/16 (金)			67	66			7/5 (月)			34	35		準工業地域		
3		4	岡崎市大平町字北市木31	22	7/5 (月)	7/8 (木)	7/16 (金)			70	68			7/5 (月)			38	37		近隣商業地域		
4		4	岡崎市菅生町1丁目3-1	22	9/13 (月)	9/14 (火)	9/17 (金)			66	65			9/14 (火)			32	32		商業地域		
5		4	岡崎市康生町348-4	22	6/16 (水)	6/17 (木)	6/24 (木)			65	64			6/24 (木)			52	49		商業地域		
6		4	岡崎市矢作町字馬乗101-1	22	6/16 (水)	6/17 (木)	6/24 (木)			66	66			6/24 (木)			47	48		商業地域		
7		4	岡崎市宇頭北町1丁目2-2	22	6/16 (水)	6/17 (木)	6/24 (木)			72	70			6/24 (木)			65	60	46	47		準住居地域
8	県道 岡崎刈谷線	2	岡崎市美合町字五本松68-1	22	10/26 (火)	11/1 (月)	11/2 (火)	71	70			10/26 (火)	70	65	46	47		工業地域				
9		2	岡崎市明大寺町字大塚67-2	22	11/9 (火)	11/10 (水)	11/11 (木)	68	68			11/11 (木)	65	60	40	40		第2種住居地域				
10		4	岡崎市上和田町字南屋敷26-1	22	11/9 (火)	11/10 (水)	11/11 (木)	72	70			11/11 (木)	70	65	43	42		準工業地域				
11	2	岡崎市東牧内町字堤外55	22	11/9 (火)	11/10 (水)	11/11 (木)	71	69			11/10 (水)	48			49		市街化調整地域					
12	県道 岡崎環状線	2	岡崎市北野町字西河原81	22	10/12 (火)	10/13 (水)	10/15 (金)	67	65			10/12 (火)	70	65	40	36		準工業地域				
13		6	岡崎市大樹寺2丁目1-16	22	10/5 (火)	10/6 (水)	10/7 (木)	70	66			10/6 (水)			52	49		準工業地域				
14		6	岡崎市小呂町3丁目22-2	22	10/5 (火)	10/6 (水)	10/7 (木)	71	70			10/6 (水)	65	60	36	34		準住居地域				
15	4	岡崎市上地4丁目1-32	22	10/5 (火)	10/6 (水)	10/7 (木)	71	65			10/6 (水)	45			41		準住居地域					
16	県道 桜井岡崎線	2	岡崎市土井町字駒之舞28-4	22	10/12 (火)	10/13 (水)	10/15 (金)	68	64			10/15 (金)	70	65	43	35		準住居地域				
17		2	岡崎市天白町字河原77-1	22	10/12 (火)	10/13 (水)	10/15 (金)	68	65			10/15 (金)			35	28		準工業地域				
18	県道 桑谷柱線	2	岡崎市緑丘1丁目2-16	22	10/26 (火)	11/1 (月)	11/2 (火)	65	59			10/26 (火)	65	60	33	24		第1種住居地域				
19	県道 熊岡崎線	2	岡崎市井内町字久世35	22	10/26 (火)	11/1 (月)	11/2 (火)	66	58			10/26 (火)			40	30		第1種中高層住居地域				
20	一般国道 国道473号	2	岡崎市上衣文町字宝辺野19-3	22	9/14 (火)	9/15 (水)	9/17 (金)	71	68			9/14 (火)	70	65	40	26		市街化調整地域				

別表3 平成22年度 新幹線鉄道騒音振動測定結果表

町名	正名町				上三ツ木町				福桶町				合歡木町							
上り・下りの別	下り側				上り側				下り側				上り側							
測定日	平成22年9月28日				平成22年9月28日				平成22年9月29日				平成22年9月29日							
項目	騒音		振動		速度 (km/h)	騒音		振動		速度 (km/h)	騒音		振動		速度 (km/h)	騒音		振動		速度 (km/h)
軌道からの距離	25 m	50 m	25 m	50 m		25 m	50 m	25 m	50 m		25 m	50 m	25 m	50 m		25 m	50 m	25 m	50 m	
環境基準値 又は 指針値(dB)	70		70		241	70		70		237	70		70		236	70		70		237
測定値(dB)	74	72	67	64		71	69	66	59		73	72	56	54		73	70	66	62	
達成又は超過状況	×	×				×					×	×				×				